

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	環境センター設備整備事業			事業の概要	環境センターは、平成13年度までに基幹的整備を完了しているが、地理的要因やし尿処理という施設要件から、各施設の老朽化が著しく、予算上部分的修繕で対処している現状から、施設の計画的整備が望まれる。	目標指標名	し尿処理率		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	100%		
基本施策	2 生活環境の向上					数値目標以外			
個別施策	1 ごみ、し尿等の処理体制の充実					目標値算出の考え方	し尿処理量/し尿収集量×100		
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～		年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状/事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 搬入汚泥前処理設備工事 凝沈ポンプ更新及び汚泥破砕ポンプ整備工事 攪拌槽攪拌ブロウ整備工事 No.2汚泥脱水機改修工事 等 			基幹的整備から20年が経過し、各設備の劣化が顕著な状態にある。また、現状では交付金対象とならないため、計画的な更新を実施し、施設の延命措置を実施している。 ・No.2返送汚泥ポンプ更新工事 ・硝化液循環流量計更新工事 ・中濃度臭気ファン整備工事 ・No.1・No.2砂ろ過機ろ材交換工事 等			基幹的整備から21年が経過し、各設備の劣化が顕著な状態にある。また、現状では交付金対象とならないため、計画的な更新を実施し、施設の延命措置を実施している。 精密機能検査の結果を考察して修繕を実施予定。			基幹的整備から22年が経過し、各設備の劣化が顕著な状態にある。また、現状では交付金対象とならないため、計画的な更新を実施し、施設の延命措置を実施している。 精密機能検査の結果を考察して修繕を実施予定。			基幹的整備から23年が経過し、各設備の劣化が顕著な状態にある。また、現状では交付金対象とならないため、計画的な更新を実施し、施設の延命措置を実施している。 精密機能検査の結果を考察して修繕を実施予定。		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	33,249千円	県補		37,385千円	県補		49,682千円	県補		50,000千円	県補		50,000千円	県補	
		市債	22,300千円		市債	28,000千円		市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	10,949千円		一財	9,385千円		一財	49,682千円		一財	50,000千円		一財	50,000千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	100%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A	各設備の予防保全のために計画的な設備更新等を行い、適切な運転管理に努めるとともに法令で義務付けられている精密機能検査を行い、安定的な運転を実施する。			事業の方向性	財源について		備考		
	各施設・設備及び機器類の故障による、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬投入停止を未然に防ぎ、又異臭等による環境汚染を起こさないことで、市民の生活環境整備に寄与することができた。 計画的に修繕・整備を行うことにより、外部処理委託（他自治体への搬出依頼）することなく、適正に処理が図られている。					新規採択	拡大				
						現状維持	計画通り	○			
						見直して継続	削減				
							拡充				
							改善				
							縮小				
		統合									
		休止・廃止									
		不採択									

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	○
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	葬祭場火葬炉修繕事業		事業の概要	火葬件数の増加及び施設の老朽化が進む中で施設の安全性を保ちながら円滑な施設運営を図るために、一定年度（2, 3年程度）毎に炉の修繕を行う。また、棺の大きさの主流が6尺棺から6.25尺棺に変わってきており、それに標準的に対応できるのは3号炉のみであるため1号、2号炉の更新をする必要がある。	目標指標名	火葬場使用率
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	100%
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外	
個別施策	2 市営斎場・霊園の活用				目標値算出の考え方	火葬数/申請数×100
担当課	環境産業部	生活環境課	性質別	任意的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	平成 26 年 ～ 年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	2号炉チャンバー室耐火材、3号炉耐火台車及びエジェクター用サイレンサー修繕。			1号炉チャンバー室耐火材、1号炉耐火台車及び1・2号炉エジェクター用サイレンサー修繕。			3号炉修繕を予定。			2号炉更新を予定。			1号炉更新を予定。		
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%			100%			100%		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	3,960千円	県補		4,730千円	県補		4,950千円	県補		32,000千円	県補		32,000千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	3,960千円		一財	4,730千円		一財	4,950千円		一財	32,000千円		一財	32,000千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	100%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	事前の設備点検、交換・修繕等の予防保全に努め、火葬場利用者に迷惑をかけないようにする。			事業の方向性	財源について		備考	
	火葬炉電気系統の故障により点火できなかつたため、急遽勿来火葬場に1件火葬依頼した平成22年度以外、全件火葬できている。					新規採択	拡大			
						現状維持	計画通り	○		
						見直して継続	削減			
						拡充	/			
						改善				
						縮小				
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	合葬式墓地整備事業		事業の概要	核家族化や少子化等により、お墓継承への不安や無縁墓の増加など、お墓を取り巻く社会状況が変化しており、公営墓地を管理する自治体の永代供養施設として承継者を必要としない合葬式墓地を整備する。	目標指標名	
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外	合葬式墓地整備
個別施策	2 市営斎場・霊園の活用				目標値算出の考え方	
担当課	環境産業部	生活環境課	性質別	任意的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	令和 3 年 ～ 令和 5 年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
事業内容及び現状 /事業計画	墓地に関するアンケート調査実施、合葬式墓地整備基本計画策定。			合葬式墓地整備実施設計業務を委託。			合葬式墓地建設工事予定。								
指標の年度ごと目標値等	市民意識調査、施設整備基本計画策定			合葬式墓地実施設計			合葬式墓地建設								
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	648千円	県補		2,805千円	県補		40,000千円	県補		0千円	県補		0千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	648千円		一財	2,805千円		一財	40,000千円		一財			一財		

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	市民意識調査、施設整備基本計画策定		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	合葬式墓地施設整備基本計画書を基に事業を行い、早期の整備を目指す。			事業の方向性	財源について		備考	
	墓地に関するアンケート調査を実施及び合葬式墓地施設整備基本計画を策定し、目標は達成できた。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	広域ごみ処理施設事業費負担金			事業の概要	現清掃センターは施設稼働から40年以上が経過し、老朽化が著しく年間1億円以上の修繕工事費を要している状態である。施設を更新するにも、北茨城市単独で事業を実施する場合の費用は全て一般財源となることなどから、高萩市と共同で広域ごみ処理施設を整備することで、国の財源を活用でき、大幅な事業費の削減につながる。また、令和5年以降においては建設事業が完了し、施設の運営事業が開始される。15年間の長期包括的な契約を締結することにより、財源が平準化され、恒久的に安定したごみ処理施設の運営が可能となる。	目標指標名	工事の進捗状況（建設に係る交付対象事業費を確実に終わらせることにより、両市の負担が軽減する）
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	令和5年3月完了（交付対象額100%執行）
基本施策	2 生活環境の向上					数値目標以外	
個別施策	1 ごみ、し尿等の処理体制の充実					目標値算出の考え方	工事の出来高（進捗率）に応じた負担金の支出
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	任意の事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	令和 1 年 ～ 令和 19 年				

	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画					
							令和5年度		令和6年度		令和7年度	
事業内容及び現状/事業計画	令和3年度末の予算執行率は全体事業計画の78%を超え、令和4年度末の完了に向けて概ね予定通りの執行率となった。 ○本体工事 9,096,793千円/10,748,100千円 ○外構工事 604,912千円/1,512,280千円 ○屋外周遊工事 117,997千円/264,517千円 ○配管工事 等 258,685千円/335,629千円 合計 10,078,387千円/12,860,526千円 ※令和1～3年度までの事務組合の予算執行額			令和5年4月1日から広域ごみ処理施設が稼働し、ごみの受入れ体制を整えることが出来た。また、交付対象事業に係る分も完了することが出来た。ただし、外構工事（駐車場、門囲障工事、施設東に位置する広場など）については、引き続き令和5年度まで実施し、年度内に完了となる。 また、令和5年4月から開始となる長期包括運営管理業務委託については、令和4年12月に契約を済ませた。契約額11,220,000千円（15年間）			○運営費負担金 372,657千円 ※令和5年度当初予算の北茨城市負担分 ○公債費負担金 79,059千円 ※令和5年度当初予算の北茨城市負担分 ○建設費負担金 24,769千円 ※令和5年度当初予算の北茨城市負担分		○運営費負担金 令和5年度と同じ ○公債費負担金 82,000千円 ※26億円×63%÷20年間=82,000千円 ○建設費負担金 R5で終了		令和6年度と同じ。	
指標の年度ごと目標値等	88%			99%								
事業の優先度							A					
事業費	決算額	国補	2,071,133千円	予算額	国補	217,548千円	予算額	国補		予算額	国補	
	5,584,750千円	県補		1,389,616千円	県補		476,485千円	県補		454,657千円	県補	
		市債	1,019,000千円		市債	863,300千円		市債			市債	
		他収入	2,290,977千円		他収入	107,674千円		他収入			他収入	
		一財	203,640千円		一財	201,094千円		一財	476,485千円		一財	454,657千円

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	A		建設工事においては、令和4年度末までに目標どおり交付対象事業費は完了させ、施設稼働によりごみの受入れを開始させた。長期包括運営管理業務についても、目標どおり令和4年12月に契約を締結できた。 令和5年度は外構工事を進め、年度内にすべて施設内の工事は完了させる。			事業の方向性	財源について		備考	
	本体工事においては、全体事業費の90%を超える執行率を上げることができた。そのため、循環型交付金、震災復興特別交付税を予定通り充当することができ、両市の負担を減らすことだ出来た。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	浄化槽設置整備事業費等補助金			事業の概要	公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する市民に対し、その設置に要する経費の一部を補助する。また、平成20年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切替える場合の撤去費も補助することとし、更には、平成28年度から生活排水を未処理で排水している単独浄化槽及びくみ取り槽から転換の推進を図るための補助を実施し、水質浄化の速度を加速させる。	目標指標名	浄化槽普及率		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	100%		
基本施策	1 環境保全・循環型社会の実現					数値目標以外			
個別施策	1 自然環境・生態系の保護、保全					目標値算出の考え方	(下水道処理開始公示済) 区域外浄化槽処理人口/区域外人口×100		
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	義務的事業	根拠法令等	浄化槽設置整備事業費等補助金、茨城県浄化槽設置事業費等補助金		
区分	継続	事業期間	平成 10 年 ～ 年						

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	設置費補助；102件、撤去費補助；26件、転換補助；52件（内訳；単独転換27件、くみとり転換撤去無し3件、くみとり転換撤去有22件）			設置補助基数106基（5人槽80基、6～7人槽23基、8～10人槽3基）、撤去数29基 転換推進補助35件（単独転換18件、くみとり転換撤去無し6件、くみとり転換撤去有11件） 見込			設置補助基数150基（5人槽89基、6～7人槽58基、8～10人槽3基）、撤去数35基 転換推進補助60件（単独転換35件、くみとり転換撤去無し5件、くみとり転換撤去有20件） 事業費62,379千円			設置補助基数150基（5人槽89基、6～7人槽58基、8～10人槽3基）、撤去数35基 転換推進補助60件（単独転換35件、くみとり転換撤去無し5件、くみとり転換撤去有20件） 事業費62,379千円			設置補助基数150基（5人槽89基、6～7人槽58基、8～10人槽3基）、撤去数35基 転換推進補助60件（単独転換35件、くみとり転換撤去無し5件、くみとり転換撤去有20件） 事業費62,379千円		
指標の年度ごと目標値等	54%			56%			57%			58%			59%		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補	12,967千円	予算額	国補	17,686千円	予算額	国補	25,264千円	予算額	国補	25,264千円	予算額	国補	25,264千円
	33,954千円	県補	9,073千円	40,663千円	県補	8,842千円	62,379千円	県補	14,769千円	62,379千円	県補	14,769千円	62,379千円	県補	14,769千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	11,914千円		一財	14,135千円		一財	22,346千円		一財	22,346千円		一財	22,346千円

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	54%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	下水道及び農業漁業集落排水処理施設・浄化槽等、公共用水域の水質汚濁防止法を目的とする計画の調整を行うことにより、より効果的な方策を執る必要がある。			事業の方向性	財源について		備考	
	浄化槽の普及率はまだまだ低い、この補助を続けることにより水質保全・生活環境の改善が確実に図れる。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	○
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	○
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	住宅用太陽光発電設置補助金			事業の概要	東日本大震災を機にエネルギーに関する意識が変化し、従来の化石燃料や原子力を中心とした発電から、太陽光や風力など再生可能エネルギーへの関心が高まっている。このような状況の中、住宅の屋根等に太陽光発電システムを設置する市民に対し補助金を交付することにより、地球環境の保全と市民の環境に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進する。	目標指標名	補助金申請者数（年間）		
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	60件		
基本施策	1 環境保全・循環型社会の実現					数値目標以外			
個別施策	3 循環型社会の推進					目標値算出の考え方	1基あたり5万円×60基		
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	任意的事業	根拠法令等			
区分	継続	事業期間	平成 25 年 ～ 年						

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、1基あたり5万円を補助した。 補助金交付件数 30件（1,500千円） うち 新築17件、既築13件 市外からの転入者5件			住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、1基あたり5万円を補助する。 設置費補助件数 60件 上半期（4～9月）40件 下半期（10～2月）20件 事業費 3,000千円			住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、1基あたり5万円を補助する。 太陽光発電システム設置費補助件数 60件 事業費 3,000千円 募集期間 11ヶ月 上半期（4～9月）40件 下半期（10～2月）20件 太陽光発電設備に接続された蓄電池を設置する市民に対し、1設備あたり5万円を補助する。 蓄電池システム設置費補助件数 30件 事業費 1,500千円 募集期間 太陽光発電システム補助と同じ			住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、1基あたり5万円を補助する。 太陽光発電システム設置費補助件数 60件 事業費 3,000千円 募集期間 11ヶ月 上半期（4～9月）40件 下半期（10～2月）20件 太陽光発電設備に接続された蓄電池を設置する市民に対し、1設備あたり5万円を補助する。 蓄電池システム設置費補助件数 30件 事業費 1,500千円 募集期間 太陽光発電システム補助と同じ			住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対し、1基あたり5万円を補助する。 太陽光発電システム設置費補助件数 60件 事業費 3,000千円 募集期間 11ヶ月 上半期（4～9月）40件 下半期（10～2月）20件 太陽光発電設備に接続された蓄電池を設置する市民に対し、1設備あたり5万円を補助する。 蓄電池システム設置費補助件数 30件 事業費 1,500千円 募集期間 太陽光発電システム補助と同じ		
指標の年度ごと目標値等	30件			54件			60件			60件			60件		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	1,500千円	県補		2,700千円	県補		4,500千円	県補	1,500千円	4,500千円	県補	1,500千円	4,500千円	県補	1,500千円
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	1,500千円		一財	2,700千円		一財	3,000千円		一財	3,000千円		一財	3,000千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	30件		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価		住宅用太陽光発電システムに加えて、蓄電池についても、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金を活用して実施することを検討していきたい。 令和3年度申請30件のうち、蓄電池あり15件 令和4年度6月末現在申請15件のうち、蓄電池あり12件			事業の方向性		財源について		備考
	A					新規採択		拡大		
	設置費を補助することで、住宅用太陽光発電の普及が促進され、環境にやさしい自然エネルギーの有効活用が期待できる。 再生可能エネルギーの利用が促進されてきている現状を踏まえると、住宅用太陽光発電システムを設置する市民への支援は必要である。 他市町村においても、3万円～10万円と補助額にばらつきはあるものの同様の補助事業が実施されている。 国の補助事業がH27年度で終了したことから、市の支援が一層重要になっている。					現状維持	○	計画通り	○	
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
	縮小									
統合										
休止・廃止										
不採択										

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	放射性物質濃度測定等事業		事業の概要	購入及び借用している放射線量測定器及び放射性物質濃度測定器を使用し、公共施設等の空間線量率の測定、市民への放射線量測定器貸出しや食品及び土壌の放射性物質濃度の測定を行う。 また、地下水、河川水質・底質、一般環境土壌中の放射性物質濃度等の各種環境調査を実施する。	目標指標名	放射性物質濃度測定率	
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	100%	
基本施策	1 環境保全・循環型社会の実現				数値目標以外		
個別施策	2 環境保全・公害防止				目標値算出の考え方	測定実施検体数/測定依頼検体数×100	
担当課	環境産業部	生活環境課	性質別	任意的事業	根拠法令等		
区分	継続	事業期間	平成 23 年 ～ 年				

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度		令和6年度		令和7年度				
	放射線量測定機器の貸出、食品、土壌等の放射性物質濃度測定、公共施設の空間線量率の測定。			放射線量測定機器の貸出し、食品、土壌等の放射性物質濃度測定、公共施設の空間線量率の測定、非破壊放射能検査施設の運転管理。各種環境調査の実施。			放射線量測定機器の貸出し、食品、土壌等の放射性物質濃度測定、公共施設の空間線量率の測定、非破壊放射能検査施設の運転管理。各種環境調査の実施。		放射線量測定機器の貸出し、食品、土壌等の放射性物質濃度測定、公共施設の空間線量率の測定、非破壊放射能検査施設の運転管理。各種環境調査の実施。		放射線量測定機器の貸出し、食品、土壌等の放射性物質濃度測定、公共施設の空間線量率の測定、非破壊放射能検査施設の運転管理。各種環境調査の実施。				
指標の年度ごと目標値等	100%			100%			100%		100%		100%				
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補	185千円	予算額	国補	184千円	予算額	国補	421千円	予算額	国補	184千円	予算額	国補	184千円
	2,969千円	県補		3,141千円	県補		4,261千円	県補		4,023千円	県補		4,023千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
	一財	2,784千円		一財	2,957千円		一財	3,840千円		一財	3,839千円		一財	3,839千円	

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	100%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	原子力発電所の解体が終了するまで、若しくは安全が確保されるまでは継続する必要がある。			事業の方向性	財源について		備考	
	放射線物質濃度測定者として会計年度任用職員を採用し、大津漁港内の非破壊放射能検査施設において事前予約制で食品等の測定を実施するとともに、生活環境課において放射線量測定器の貸出を行うなど、市民の利用しやすい環境を整備している。						新規採択	拡大		
							現状維持	計画通り		○
							見直して継続	削減		
							拡充	/		
							改善			
							縮小			
		統合								
		休止・廃止								
		不採択								

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	○
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	○

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	○
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	泉沢霊園保全整備事業			事業の概要	霊園内の墓所区画通路、階段等は経年劣化により路面が水溜りになり、階段の一部タイルが剥がれ落ちる状態になっているため、透水管、導水管の設置及びアスファルト舗装替え、側溝等設置、階段のタイル張替え及びコンクリート補強を実施する。	目標指標名	霊園使用率
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	100%
基本施策	2 生活環境の向上					数値目標以外	
個別施策	2 市営斎場・霊園の活用					目標値算出の考え方	区画使用許可数/区画数×100
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	任意的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	平成 16 年 ～	年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	駐車場補修及び約150mの階段補修を実施。			園内歩道改修及び約146mの階段補修を実施。			霊園内の劣化状況を考慮し、保全整備工事を実施。			霊園内の劣化状況を考慮し、保全整備工事を実施。			霊園内の劣化状況を考慮し、保全整備工事を実施。		
指標の年度ごと目標値等	63%			64%			65%			66%			67%		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	3,811千円	県補		4,000千円	県補		4,000千円	県補		4,000千円	県補		4,000千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	3,811千円		他収入	4,000千円		他収入	4,000千円		他収入	4,000千円			
一財		一財		一財		一財		一財		一財		一財			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性								
目標指標の実績	62%		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）					
事務事業の評価・課題	総合評価	A	震災により、これまで実施した工事のうち、長尺U字溝には異常はない。しかしながら、溝切り部分は、わずかな隆起陥没により水はけが悪いところがある。測量、工事を取り入れないと、不具合は完ぺきには改善されないが、膨大な費用を要する。			事業の方向性	財源について		備考		
	霊園内の劣化の酷いところを優先的に工事を実施することにより、苦情件数の減少が図れている。					新規採択		拡大			
						現状維持	○	計画通り		○	
						見直して継続		削減			
								拡充			
								改善			
								縮小			
統合											
休止・廃止											
不採択											

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	○
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	○
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	○
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼）令和3年度事務事業評価書

事務事業名	廃棄物と環境を考える協議会補助金			事業の概要	一般廃棄物の搬入者、受入者及び処分者の3者が協働して廃棄物の減量化及び資源化を促進し、もって未来の地球環境の保全に寄与することを目的に設立された協議会に対し補助を実施する。	目標指標名	
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	
基本施策	2 生活環境の向上					数値目標以外	廃棄物処理費用の負担軽減
個別施策	3 循環型社会の推進					目標値算出の考え方	
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	任意的事業	根拠法令等	
区分	継続	事業期間	平成 24 年 ～	年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	協議会として、総会を书面開催。また、廃棄物処理施設維持管理経費負担削減のための要望活動を実施。			協議会に対する補助。			協議会に対する補助。			協議会に対する補助。			協議会に対する補助。		
指標の年度ごと目標値等	協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施する。			協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施する。			協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施する。			協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施する。			協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施する。		
事業の優先度							A								
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	2,251千円	県補		2,000千円	県補		2,000千円	県補		2,000千円	県補		2,000千円	県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入	2,251千円		他収入	2,000千円		他収入	2,000千円		他収入	2,000千円			
一財		一財		一財		一財		一財		一財		一財			

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性							
目標指標の実績	協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施した。		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）				
事務事業の評価・課題	総合評価	A	協議会を継続的に実施することにより、搬入団体の廃棄物処理に関する意識の高揚が図れるため、今後も継続して補助を実施する。			事業の方向性	財源について		備考	
	協議会に対する補助を実施し、協議会として、国に対し、維持管理費等の補助に関する要望を実施した。					新規採択		拡大		
						現状維持	○	計画通り		○
						見直して継続		削減		
						拡充		/		
						改善				
						縮小				
統合										
休止・廃止										
不採択										

事業の優先度・総合評価

事業名： 廃棄物と環境を考える協議会補助金

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	○

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	○
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	A
--------------	---

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	清掃センター施設整備事業		事業の概要	昭和54年に稼働を始めた現焼却施設は、平成13・14年度にごみ焼却施設のダイオキシン類特別対策措置法に基づく設備の改善を行ったため、排ガス中に含まれる有害物質を低減させることができた。平成15年度から廃プラスチック類を受け入れ、焼却しているため、混焼による焼却炉への負荷が増大し、炉内耐火物や各機器の劣化進行速度が速まり焼却炉の運転停止する頻度が高まっている。新清掃センター稼働までの間、施設の延命化を図りながら安定的に運転できるよう修繕を計画的に進める。	目標指標名	ごみ処理率
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	100
基本施策	2 生活環境の向上				数値目標以外	
個別施策	1 ごみ、し尿等の処理体制の充実				目標値算出の考え方	ごみ処理量/ごみ受入
担当課	環境産業部	生活環境課	性質別	義務的事業	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2
区分	継続	事業期間	令和3年～	令和4年		

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5～7年度 事業計画											
					令和5年度				令和6年度				令和7年度			
施設の老朽化した機器の故障修繕及び耐火物等の劣化が著しく、新清掃センターに移行するまで、安定的に稼働させるため、延命化が必要であるが、財政的に厳しく計画的な修繕が進められないのが現状である。そのような中でも、令和3年度は、必要不可欠な1・2号炉の耐火物交換工事、2号炉バグフィルター交換工事を実施した。			バグフィルターの交換工事は昨年度完了したが、未実施箇所がある。当年度の主な修繕工事としては、1・2号炉耐火物交換工事及び1号火格子交換工事を実施し、その他の修繕工事については必要最小限の施工とした。		新清掃センターへ移行											
指標の年度ごと目標値等																
事業の優先度																
事業費	決算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補		
	46,094千円	県補	23,964千円	県補	23,964千円	県補		県補		県補		県補		県補		
		市債		市債		市債		市債		市債		市債				
		他収入		他収入		他収入		他収入		他収入		他収入				
		一財		一財		一財		一財		一財						
		46,094千円		23,964千円												

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	A		新清掃センターへ移行		事業の方向性	財源について		備考
	当施設の機器や耐火物等は、劣化が著しく延命化の措置が必要である。1・2号炉耐火物・バグフィルター交換工事を実施したがまだ修繕部分が多い。新清掃センターに移行するまで、日々の点検・修理を実施することにより安定稼働を実現させ、市民の生活環境に支障がないよう努力していく。				新規採択	拡大		
					現状維持	計画通り		
					見直して継続	削減		
					拡充			
					改善			
					縮小			
					統合			
				休止・廃止				
				不採択				

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	○
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	○
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	
--------------	--

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	資源物類リサイクル事業		事業の概要	ごみ処理基本計画及び北茨城市分別収集計画に基づき、家庭等から一般廃棄物として排出されるペットボトルやビン類、スチール容器・アルミ製容器類について、容器包装リサイクル法に対応した処理を行い、資源物の有効利用を図るものです。	目標指標名	ペットボトル年間回収量
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり				数値目標	119
基本施策	1 環境保全・循環型社会の実現				数値目標以外	
個別施策	1 ごみ、し尿等の処理体制の充実				目標値算出の考え方	平成25年度実績132t×105%
担当課	環境産業部	生活環境課	性質別	義務的事業	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条の1
区分	継続	事業期間	平成 16 年 ～ 年			

事業内容及び現状 /事業計画	令和3年度 事務事業実績		令和4年度 事業内容		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	容器包装リサイクル法に規定する飲料容器のうち、ペットボトル・ビン類（3種類に分別）・スチール容器・アルミ製容器類は中間処理したのち、委託処理している。また、現在資源化の取り組みがなされていない紙製容器包装やプラスチック製容器包装等の取組についても検討していくことが必要であり、課題となっている。	容器包装リサイクル法に規定する飲料容器のうち、ペットボトル・ビン類・スチール容器・アルミ製容器類を委託処理する。		今年度から事業主体が、高萩・北茨城広域事務組合になるが、引き続き、容器包装リサイクル法を遵守し、規定する飲料容器のうち、ペットボトル・ビン類・スチール容器・アルミ製容器類を委託処理する。		容器包装リサイクル法に規定する飲料容器のうち、ペットボトル・ビン類・スチール容器・アルミ製容器類を委託処理する。				
指標の年度ごと目標値等										
事業の優先度										
事業費	決算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補	予算額	国補
	7,729千円	県補	7,150千円	県補	7,150千円	県補	7,150千円	県補	7,150千円	県補
		市債		市債		市債		市債		
		他収入		他収入		他収入		他収入		
		一財		一財		一財		一財		
	7,729千円		7,150千円		7,150千円		7,150千円		7,150千円	

令和3年度 事務事業評価		令和5年度以降の事業実施の方向性					
目標指標の実績		令和5年度に向けた改善の取組		二次評価（企画政策課記入欄）			
事務事業の評価・課題	総合評価	A		事業の方向性	財源について	備考	
	ペットボトル・びん類等が、埋立ごみから資源物として選別・収集されることにより、資源化（リサイクル）が図られてきた。	令和5年度から、高萩・北茨城広域事務組合が事業主体となるが、引き続き容器包装リサイクル法に対応し、資源物としてゴミを減らしていく努力をすると共に紙製容器包装や白色トレイなどのプラスチック製容器包装の資源化の取組も検討していく。		新規採択	拡大		
				現状維持	計画通り		
				見直して継続	削減		
				拡充			
				改善			
				縮小			
				統合			
休止・廃止							
不採択							

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	○
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	○
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	○

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	○
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	○
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	
--------------	--

実施計画事業計画調書（令和5～7年度）（兼） 令和3年度事務事業評価書

事務事業名	福島原発災害対策事業			事業の概要	ごみ焼却飛灰処理は、今まで灰固形化処理棟の固化灰バンカーを開き、直接トラックに積載していたが、特措法により袋詰めでの埋立が義務付けされた。固化バンカーを改造し、シュートを取付、袋をセットし、固化灰が途中で固まらないよう委託者作業者が常時シュートに打設を加えながら袋詰めし、一時保管するが一定数になったら埋立処分業者のアームロール車にフォークリフトにて積込し、埋め立て処分場に搬出する事業。	目標指標名	固化灰処理率
基本目標	V 人と地球にやさしい安全なまちづくり					数値目標	100
基本施策	1 環境保全・循環型社会の実現					数値目標以外	
個別施策	1 ごみ、し尿等の処理体制の充実					目標値算出の考え方	固定灰処理量/固化灰発生量
担当課	環境産業部	生活環境課		性質別	任意的事業	根拠法令等	平成29年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法
区分	令和3年度終了	事業期間	平成 23 年 ~ 令和 3 年				

事業内容及び現状/事業計画	令和3年度 事務事業実績			令和4年度 事業内容			令和5～7年度 事業計画								
							令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	固化灰を袋詰する作業が主なることにより、積込時の飛散防止と一時保管の簡易化が図られ、ごみ持込する市民の健康被害を防止できるほか、場内作業者の健康被害防止となっている。また、最終埋立処分場でも飛散防止や埋立の場所も特定できることから、将来再処理の事態が起こっても比較的容易に取り出せることとなっている。令和3年度をもって終了となった事業である。			全体の事業は、令和3年度で事業終了。放射線量の測定調査については、追跡調査により、継続実施。			令和3年度で事業終了								
指標の年度ごと目標値等															
事業の優先度															
事業費	決算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補		予算額	国補	
	10,572千円	県補		634千円	県補			県補			県補			県補	
		市債			市債			市債			市債				
		他収入			他収入			他収入			他収入				
		一財	10,572千円		一財	634千円		一財			一財				

令和3年度 事務事業評価			令和5年度以降の事業実施の方向性											
目標指標の実績	総合評価		令和5年度に向けた改善の取組			二次評価（企画政策課記入欄）								
事務事業の評価・課題	A		令和3年度で事業終了。令和4年度まで、放射線量の測定調査については、追跡調査により、継続実施した。			事業の方向性			財源について			備考		
	固化灰を袋詰め作業は、人定に影響を及ぼしかねない危険な作業であるが、積込時の飛散防止と一時保管の簡易化を図りながら、健康被害の防止に努め、場内作業を安全に実施していた。					新規採択		拡大						
						現状維持		計画通り						
						見直して継続		削減						
						拡充								
						改善								
						縮小								
						統合								
休止・廃止														
不採択														

【令和3年度における事業の総合評価】

必要性	
★法令により市が実施することが義務付けられている、または市民の生命・財産を守るため、市が実施することが必要不可欠な事業である。	○
■法令により実施することが期待されている事業又は条例等により実施することとされている事業である。	
■対象者の基本的な生活維持・事業継続、市の活性化または行政内部の管理上必要な事業である。	
■市民からのニーズが高い事業である。（客観的にそのことがわかる資料があること）	
■市内で同様の事業を行っている民間事業者等がない。または民間事業者等によるサービスだけでは供給が不十分である。	

有効性	
★令和3年度における実績が目標値の8割以上に達しており、かつ令和2年度の実績を上回っている。または事業実施により期待通りの成果があった。	○
■令和3年度における実績が目標値の8割以上に達している。または市民のニーズや社会環境の変化を考慮して実施している。	
■事業の実施により総合計画等の上位計画における目標指標の達成に貢献できている。	
■事業を実施することにより市民生活・行政内部の管理について改善が図られている。	
■事業の実施手段は適切である。	

適正性	
★事業の実施状況について進捗管理や事後評価を行うことにより、適正な実施が図られている。	
■事業の実施は予算や法律に従い、適切に行われている。	○
■受益の対象が特定の者・団体となっていない。	
■その事業の優先度・緊急性を適切に判断して実施されている。	
■事業の実施内容・結果については、適宜効果的な方法（広報等）で周知し、透明化が図られている。	

効率性	
★経費を削減できる余地のない事業である（仮に経費を削減した場合、市民生活、行政運営に重大な支障を及ぼす）。	
■コスト削減のための取組を実施しており、前年度と比べて改善している（実績を下げずにコスト減、またはコスト増だが実績は上がっている）。	
■他に収入を確保できる余地がない（補助金、使用料の徴収等の収入増の手法について十分に情報収集し、収入確保に努めている）。	
■民間事業者等に委託するより、効率的な運営が可能である。	
■国・県・市が実施する事業で類似するものはなく、他の事業と統合することは難しい。	○

総合評価	A
------	---

(総合評価と優先度が異なる場合、その理由)

令和5年度の事業の優先度	
--------------	--